医師のための

法律相談コーナー

弁護士　矢吹（やぶき）　徹雄（てつお）
弁護士　二本柳宏美（にほんやなぎひろみ）

近時の医療判例（69）

＜患者が窓から脱出したことにつき、土地工作物責任が争われた事例＞
名古屋地方裁判所令和７年８月８日判決
（医療判例解説123号137頁）

Ⅰ　事案の概要（用語等は判決文による）

1　A（男性。死亡当時18歳）は、小学５年生の頃、注意欠陥多動性障害（ADHD）と診断され、平成30年11月にグループホームへ入所し、令和２年７月以降には、Y病院を外来受診するようになった。

2　Aは、令和２年９月30日夜、集団リンチ事件に巻き込まれて眼窩底骨折等の傷害を負い、翌日から、W大学病院等において治療を受けていたが、その後、精神的に不安定な状態となり、同年10月12日、X（Aの母）に付き添われてY病院を受診した。

3　Y病院の医師であり、Aの主治医であったZは、ADHDに伴う衝動性の亢進があるとして、同日からAを医療保護入院とするとともに、病棟３階の保護室に隔離処遇（病棟内の保護室から出入りできないようにするもの）とした。

4　その後、Aは、Z医師の診察により開放観察（一時的に保護室からは出入りできるようにするが、閉鎖病棟（Y病院の場合は３階）から出入りできないようにするもの）を受けることとなり、同月14日、２時間程度の初回の開放観察を受けた。

5　Aは、同月15日午前10時から２回目の開放観察となったが、その際、Y病院の職員が気づかないうちにY病院３階の男子トイレ（以下、「本件トイレ」という。）に一人で移動し、本件トイレ内の男性用小便器の上に位置する引き違い式の窓（以下、「本件窓」という。）を窓枠から外し、本件窓の外に設置されたバルコニー（以下、「本件バルコニー」という。）へ出て、その手すりを乗り越えて２階へ降りようとしたが、誤って落下し、１階に停められていた自動車の屋根に頭部を打ち付けた。

Aは、同日午前10時28分頃、Y病院に出入りする業者によって倒れているところを発見され、救急搬送されたが、同月28日、死亡した。

6　Xは、Y病院に対し、主位的に、病棟の窓等に瑕疵があったと主張し、土地工作物責任に基づく損害賠償を、予備的に、安全配慮義務違反があったと主張し、診療契約の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起した。

7　本件トイレ等の状況等は、以下のとおりである。

⑴　Y病院病棟３階は、急性期病棟の中でも重症者治療病棟であり、精神保健福祉法上の隔離処遇を受けている患者が多く入院している。

⑵　本件トイレに入ると、左側には、手前から洗面器、男性用小便器２台が並んでおり、洗面器と手前の小便器の間には、立つのが不安定な患者のための板状の手すりが設置されており、手前の小便器にもパイプ状の手すりが設けられている。本件窓は、洗面器と手前の小便器の上側に設置されている。本件窓が設けられた壁は、洗面器や小便器が設けられた壁よりも少し奥まっており、本件窓のちょうど下枠の高さの部分が段差になっている。本件窓の大きさは、縦約940㎜、横約1580㎜、床から本件窓の下枠までの高さは約1540㎜、床から板状及びパイプ状の手すりの上端部までの高さは約1340㎜、床から小便器の上端部までの高さは約1000㎜である。本件窓には、10㎝ほどしか開かないようにするためのサッシ上下に取り付けるストッパーAと、窓ガラスが窓枠から外れないようにするための窓枠に取り付けるストッパーBの２種類がそれぞれ上下一つずつ合計４つ設けられていた。

⑶　本件バルコニーは、Y病院の３階壁面に沿って通路状に設けられており、本件窓から本件バルコニーの通路に出ることができる。本件バルコニーの手すりは壁状で、床面からの高さは約121.5㎝であり、地上から手すり上端部までの高さは約９m84㎝である。本件バルコニーには手すりを除いて落下防止の構造は特にない。

⑷　Y病院の行った調査・再現によれば、本件窓の下に位置する板状の手すりの上端部と壁の段差に足をかけ、本件窓の左右框部分を両手で持って上方向に強く引っ張りながら、下の部分を強く手前に引くようにすると、下側のストッパーBが外れることで本件窓の角の一つが窓枠から外れ、順次他の角も外れることによって、本件窓を窓枠から取り外すことができた（以下、この取り外し方法を「本件方法」という。）が、それ以外の方法では取り外すことができなかった。

Ⅱ　判旨

1　土地工作物責任の有無について

⑴　工作物の設置の瑕疵とは、工作物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、当該工作物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等

諸般の事情を総合考慮して個別具体的に判断すべきものと解され、そこでは、通常予想される危険を前提とした当該工作物が備えるべき安全性の有無が問題となるものと解される。

⑵　本件窓に設置されたストッパーA、Bは、それ自体に破損等はなく、機能にも問題がなかったものであり、本件方法以外の方法では本件窓を取り外すことができないものと認められ、Aも本件事故時には本件方法で本件窓を取り外したものと推認できる。

⑶　本件窓の設置されたY病院３階には、精神保健福祉法上の隔離処遇を受けているなど本人の意思によらず隔離されている患者も多く入院しているため、患者が窓等を通じて脱院する可能性があることも考慮すべきではあるものの、本件方法は、本来足をかける場所ではなく、それなりの高さがある板状の手すりと壁の段差にわざわざ足をかけ、特定の方向に相応に強い力を加えるものである上、本件事故後にストッパーBのねじが外れていたということを前提に検証した結果発見された方法であって、上記のとおり患者が窓等を通じて脱院する可能性があることを考慮しても、予測できる方法とはいい難いものである。そして、通常の用法で本件窓の開閉を行っても約10㎝の隙間しか生じないのであるから、本件方法以外に本件窓から患者が脱出することは十分に防止できている。そうすると、本件窓について本来備えるべき安全性を欠いているとは認められず、通常予測することのできない本件方法で本件事故が生じたことをもって、本件窓について通常有すべき安全性を欠いていたものとは認められない。

そして、本件窓が通常有すべき安全性を欠いているとは認められない以上、本件窓から脱出して本件バルコニーに出ることも通常予測すべきものとはいえないから、本件バルコニーについても、やはり通常有すべき安全性を欠いていたとは認められない。

2　診療契約の債務不履行又は不法行為の有無について

「本件方法により本件窓を取り外すことは通常予測できる行動とはいえないところ、入院当日から本件事故に至るまでのAの精神状態も考慮すれば、Z医師やY病院職員において、Aが本件方法により本件窓を取り外して脱出しようとすることを具体的に予見できたとは認められない。」などとして、債務不履行及び不法行為の成立を否定した。

Ⅲ　解説

1　土地工作物責任とは

土地の工作物（例えば建物）は、それ自体に危険をはらんでいるので、その設置・保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対して損害賠償責任を負うこととされています（民法717条）。

占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をした場合、占有者は損害賠償責任を免れますが、この場合でも所有者は損害を賠償しなければならず、所有者については無過失責任とされています。

この工作物の占有者や所有者が負う責任を、土地工作物責任といいます。

設置・保存の「瑕疵」というのは、前記Ⅱ判旨１項⑴のとおり理解されており、工作物の用法や利用状況等も踏まえて、通常有すべき安全性を備えているかどうかが判断されます。

2　本件のポイント

窓から脱出することは、通常の用法に即しない行動であるといえますが、本件では、急性期病棟の中でも重症者治療病棟であり精神保健福祉法上の隔離処遇を受けている患者が多く入院しており入院患者が脱出する可能性があることを前提として、窓の取り外し方法の特殊性を理由に、瑕疵が否定されました。

他方、本件以前の類似の事例として、認知症高齢者が窓から落下した事故について、その施設の窓のストッパーが通常有すべき安全性を欠いていたと判断された事案があります（例えば、介護老人保健施設について東京高等裁判所平成28年３月23日判決、グループホームについて東京地方裁判所平成29年２月15日判決）。これらの事案では、本件と同様の判断枠組みにより瑕疵の有無が判断されました。具体的には、認知症に関する一般的知見に照らせば、認知症高齢者の介護施設においては、帰宅願望を有し徘徊する利用者の存在を前提とした安全対策が必要とされ、当該施設の窓のストッパーが容易に外すことができるものであったことなどから、通常有すべき安全性を欠いていたと判断されました。

これらの対比から、病院等の施設を管理するにあたっては、通常の用法に即しない使用方法による事故であるということのみでは土地工作物責任が否定されないこと、入院患者や施設利用者の属性を踏まえた使用方法の想定や安全対策が必要であることを押さえておく必要があるといえます。

なお、土地工作物責任は、建物からの落雪や、建物の外壁の落下、建物の倒壊により第三者に損害が生じた場合にも問題となりえますから、占有ないし所有する建物の管理にあたってはご留意ください。